

令和6年4月からの任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）は、
36万円（令和5年度34万円）に改定されます。
退職時の標準報酬月額が36万円以上の該当者は36万円となります。

くわしくは

「保険料の決め方」

「会社を退職したとき」をご覧ください。

※なお、令和6年度の保険料率につきましては、令和6年2月に開催
予定の組合会で決定されます。そのため、「保険料の決め方」には
現行の保険料率が、記載されておりますことをご了承ください。